

新型コロナウイルス感染症の影響による 緊急小口資金(特例貸付)の郵送申請をされる方へ

特例貸付(緊急小口資金)の郵送申請を希望される場合は、下記のとおり申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、貸付決定金額は、審査により借入希望額と異なる場合があります。

書類に不備があった場合は、貸付けることができません。本案内を必ずご確認ください、不明な場合は、お問合せください。

① 申請書類の内容と作成方法について

(1) 借入申込書(押印 1 か所)

⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください(印漏れ、記入漏れ等注意)。

※署名欄は、必ず自筆でお願いします

※修正は二重線を引いて訂正印を押し、絶対に修正テープなどを使用しないでください

(2) 重要事項説明書(押印 1 か所)

⇒内容をよくご確認ください、同封の記入例を必ず確認し、作成してください(印漏れ、記入漏れ等注意)。

※住所・氏名は、必ず自筆でお願いします

※修正は二重線を引いて訂正印を押し、絶対に修正テープなどを使用しないでください

(3) 借用書(押印 1 か所)

⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください(印漏れ、記入漏れ等注意)。

※住所・氏名は住民票の住所・氏名と一致するよう記入し、必ず自筆でお願いします

※修正は二重線を引いて訂正印を押し、絶対に修正テープなどを使用しないでください

(4) 収入の減少状況に関する申立書(押印 1 か所)

⇒同封の記入例を必ず確認し、作成してください(印漏れ、記入漏れ等注意)。

※住所・氏名は、必ず自筆でお願いします

※修正は二重線を引いて訂正印を押し、絶対に修正テープなどを使用しないでください

(5) 確認チェックリスト

⇒郵送する前にご確認ください、必ず✓をお願いします。

(6) 申請用封筒(白色)＜申請書類を郵送で請求した方のみ＞

⇒ご本人の住所・氏名をご記入ください。

② 添付書類のご用意について

添付書類(7)～(9)をご用意ください。

(7) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)をコピーしたもの

※外国籍の方は、在留カードのコピーもあわせて添付してください

(8) 住民票の写し(世帯全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの)

(9) 預金通帳またはキャッシュカードをコピーしたもの

⇒銀行名、支店名、口座番号、本人名義がわかるようお願いします

③ 貸付申請について

(1)～(5)、(7)～(9)の書類を(6)の簡易書留(白色封筒)の封筒に入れて下記に送付してください。

※レターパックを使ってお送りいただくこともできます
※郵送料はご自身負担です。

東京都社会福祉協議会のホームページから、申請書類一式をダウンロードのうえ申請する方は、(1)～(5)、(7)～(9)の書類を封筒に入れ、追跡のできる送付方法(簡易書留等)で下記に送付してください。

●お問合せ先・送付先について

【送付先】

社会福祉法人中野区社会福祉協議会 あんしん生活支援課 福祉資金担当

〒164-0001 中野区中野5-68-7 スマイルなかの 4階

TEL：03-5380-5775 (月～金：9:00～17:00)

※祝日・第3月曜日は除く